

自衛隊馬毛島基地（仮称）の設置に伴う 市民の不安と期待に関する確認事項

防衛省と西之表市との「協議の場」については、2月28日、第1回を開催し、以来、現在まで8回にわたり協議を重ねてきています。

これまでの協議において、市からは基地建設に伴う市民の不安と期待に基づいた質問を行い、防衛省からは各種資料の提供及び説明がなされましたが、市民の不安や期待に応えるためには、さらに双方が一步踏み込んだ努力を尽くすことが必要と考えます。

そこで、これまでの協議を踏まえて論点を整理し、課題を解消するため、西之表市から防衛省に対して、改めて確認することとしました。

これまで西之表市には自衛隊施設も米軍施設もありませんでした。この西之表市に滑走路や港湾施設を有し、恒久的なFCLP施設にもなる航空自衛隊の馬毛島基地（仮称）が新たに設置されることとなります。このことは、防衛施設とは無縁であった西之表市にとって極めて大きな変化です。

防衛省をはじめとした政府には、このような西之表市の状況を踏まえ、自衛隊馬毛島基地（仮称）が設置された場合、市民の不安の解消と期待に応えるための措置を積極的に講じるよう、以下に掲げる確認事項への真摯な対応を求めます。

令和4年7月22日 西之表市長 八板俊輔

I 航空機騒音対策及び高齢者や障がいのある人等の騒音に対する不安への対応について

(1) 課題

- ・先に述べたとおり、基地が建設されるとすれば、米軍への提供施設及び自衛隊施設とも無縁であった地域に整備される初めてのケースとなる。
- ・FCLPや自衛隊機の訓練において、種子島上空を飛行経路とすることはないとされている。あらかじめ計画する経路としては当然と思われるが、イレギュラー（変則的）な事象が発生した場合に備えた対策が必要である。
- ・特に、高齢者や障がいのある人、それを支える人たちから、睡眠への影響等、体調の変化を危惧する声があり、非日常への不安や恐怖は、極めて深刻と捉える。より一層の配慮が必要である。
- ・騒音問題を考える場合、種子島の平常時の静穏性に配慮することが必要である。

(2) 確認事項

- 1 西之表市上空を飛ばない対策（訓練外の移動を含む。）を講じること。やむを得ず西之表市上空を飛行する、又は飛行した際には、事前又は事後に、その内容について、速やかに西之表市に報告すること。また、原因等について、西之表市に説明し理解を得ること。
- 2 早朝及び夜間、土曜日、日曜日及び祝日並びに盆及び年末年始における訓練のための飛行は避け、学校及び地域の諸行事、市民の生活に支障を生じさせないように配慮すること。
- 3 環境監視調査を行うなど継続的な騒音測定を実施し、騒音測定結果を公開するとともに、騒音状況の把握に努めること。
- 4 航空機騒音に係る環境基準を超えるような影響が見込まれる場合には、環境改善のための措置を講じること。
- 5 とりわけ配慮が必要である高齢者や障がいのある人等への健康に及ぼす影響に対する不安の払拭について、対策を講じること。
- 6 航空機騒音をはじめとする基地に関する市民からの苦情や問い合わせに対しては、国において責任をもって対応すること。

II 将来的な規模拡大について

(1) 課題

- ・将来的な米軍の軍事拠点化、機能強化に対する住民の不安は根強い。また、沖縄から馬毛島への基地機能移転を懸念する声がある。自動的に拠点化、機能強化させない枠組みが必要である。

(2) 確認事項

- 7 米軍が馬毛島に常駐することがないようにすること。
- 8 西之表市に説明することなく、基地の機能強化及び自衛隊や米軍の訓練の追加を行わないこと。

III 安心・安全について

(1) 課題

- ・訓練等における空域及び海域の限定や時間帯の制限並びに基地に起因する環境問題を含めて、騒音だけでなく、安全に係る市民の不安を解消するための具体的な対応が必要である。
- ・航空機の飛行中の部品落下や艦船と民間船舶との接触・衝突事故など、万が一の事故への備えと事故発生時の対応を明確化しておく必要がある
- ・基地が設置された場合、基地関係者による西之表市におけるトラブルが発生しないような対応が必要である。

(2) 確認事項

- 9 航空機及び艦船の運航並びに施設の運用等における安全確保に万全を期すこと。
- 10 航空機及び艦船の事故発生時において、地方公共団体（市、県等）や国の機関との連絡体制及び市民の不利益とならない処理体制を構築するとともに、再発防止を図ること。
- 11 周辺海空域の民間船舶及び民間航空機の運航並びに漁業を行う漁船の操業等、自衛隊や米軍の訓練（移動時を含む）により、地域のくらしに支障が生じないように、万全を期すこと。万が一、被害が生じた場合には、十分な補償を講じること。
- 12 自衛隊及び米軍の訓練において、周辺海空域の制限を設ける場合には、事前に、その範囲、期間等を明示すること。
- 13 有事における市民の不安を払拭するため、西之表市の住民避難計画の作成等に協力すること。
- 14 米軍構成員が西之表市（馬毛島を除く）へ出入りすることがないように対策を講じること。
- 15 基地から出される排水、廃棄物等の処理については、万全な措置を講じること。

IV 地元の意向を尊重する仕組みの構築

(1) 課題

- ・西之表市の歴史文化資源の尊重及び観光、教育、研究面の有効活用への配慮が重要である。
- ・馬毛島の特異な自然資源の保護及び観光、教育、研究面等での利活用に向けた地元への配慮が必要である。
- ・基地との共存に進む場合、地元理解は重要であり、市・防衛省・米軍との意思疎通を図る仕組みの構築が求められる。

(2) 確認事項

- 16 トーチカを含む最高地（岳之腰）の景観、地形、遺構の保存については、適切な措置を講じること。
- 17 馬毛島小中学校の遺構等の活用について、西之表市の意向も踏まえ、検討すること。
- 18 基地建設着手後においても、国と西之表市が継続的に協議できる場を設けること。

V 地域振興のための制度の充実

(1) 課題

- ・先に述べたとおり、基地が建設されるとすれば、米軍への提供施設及び自衛隊施設とも無縁であった地域に整備される初めてのケースとなる。
- ・基地が整備されるとすれば、将来にわたり基地負担を担うことから、将来世代まで含めた制度設計が求められる。また、地域振興策により一層積極的に取り組む必要がある。

(2) 確認事項

- 19 将来世代まで含めた制度設計が求められる。西之表市が行う地域振興に係る取組みに積極的に協力するとともに、交付金等について長期的な制度設計を検討すること。
- 20 漁業への影響に対し、漁業補償のみでなく、漁業資源の再生や漁業振興策に積極的に取り組むこと。

VI 日米地位協定について

(1) 課題

- ・米軍に関する諸問題で、地方公共団体からの要望がなされている。

(2) 確認事項

- 21 日米地位協定について、全国知事会・全国市長会の要望に的確に対応すること。